

| |
|------|
| 整理番号 |
|------|

事前試験合格

車庫未確保

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 許可年月日 | 昭和 63 年 8 月 6 日 |
| 許可番号 | 東陸自 1 旅 2 第 88 号 関自旅 2 第 88888 号 |
| 許可期限 | 令和 2 年 11 月 30 日 |

令和 年 月 日

関東運輸局

局長 藤田 礼子 殿

(譲渡人)

ふりがな じ よ う と じ ろ う
 氏名 譲 渡 次 郎
 名称 譲 渡 タクシー
 住所 (〒 222-2222) 譲渡人住所1-2-3 譲渡人マンション101
 TEL 22-2222-2222

(譲受人)

ふりがな じ よ う じ ゅ い ち ろ う
 氏名 譲 受 一 郎
 名称 譲 受 タクシー
 住所 (〒 111-1111) 譲受者住所1-2-12 譲受者アパート102
 TEL 11-1111-1111

個人タクシー事業の譲渡譲受認可申請書

今般、個人タクシー事業の譲渡及び譲受の認可を受けたく、道路運送法第36条及び同法施行規則第22条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

| | | | |
|-----------|-------------------|-------|------|
| 加入(予定)団体名 | △△個人タクシー協同組合△△△支部 | 支局受付印 | 局受付印 |
| 団体番号 | 555 | | |
| 電話番号 | 55-5555-5555 | | |
| 事務取扱担当者 | 事務 五 郎 | | |

1. 上部の「事前試験合格、車庫未確保」

1. 譲受人が申請前合格者の場合に、「事前試験合格」を朱線で囲むこと。
2. 譲受人が「審査基準 記 I . 8. (7)」の規定により、申請時点では車庫未確保とする場合に、「車庫未確保」を朱線で囲むこと。

2. 許可年月日、許可番号及び許可期限

許可年月日、許可番号及び許可期限の欄には、譲渡人の許可年月日、許可番号及び許可期限を記入する。

3. 申請年月日

「平成 年 月 日」には、申請年月日（東京運輸支局に申請書を提出する年月日）を記入すること。

4. 名称

譲渡人及び譲受人の名称の欄には、使用する通称名（例：日本タクシー・阿部タクシー）を記入すること。

5. その他

1. 整理番号、支局受付及び局受付の各欄は、記入しないこと。
2. 団体名、団体番号及び電話番号、事務取扱担当者の各欄は、所属を予定する団体の名称、団体番号、電話番号及び事務取扱担当者名を記入すること。

記

1. 譲渡人及び譲受人の氏名、名称及び住所

(譲渡人)

氏名 譲 渡 次 郎
名称 譲 渡 タクシー
住所 譲渡人住所1-2-3 譲渡人マンション101

(譲受人)

氏名 譲 受 一 郎
名称 譲 受 タクシー
住所 譲受者住所1-2-12 譲受者アパート102

2. 事業の種別

個人タクシー事業

3. 譲渡及び譲受しようとする事業の種別及び営業区域

(1) 事業の種別

個人タクシー事業

(2) 営業区域

- イ. 特別区・武三交通圏
- ロ. 北多摩交通圏
- ハ. 南多摩交通圏

4. 譲渡価格

_____ 750,000 円 _____

5. 譲渡及び譲受しようとする時期

認可の日から 7 日以内

6. 譲渡及び譲受を必要とする理由

7. 添付書類

- (1) 譲渡譲受契約書の写
- (2) 譲渡及び譲受価格の明細書
- (3) 許可書（免許状）又は譲渡譲受認可書の写
- (4) 期限変更に係る通知書の写
- (5) 自動車検査証記録事項又は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）による改正前の道路運送車両法により自動車検査証の交付を受けている自動車にあっては、当該自動車検査証の写
- (6) 診断書
- (7) 運転免許証の写
- (8) 許可申請に準ずる書面
- (9) 個人タクシー試験合格証の写

〈 3 〉

[2405]

1. 譲渡人及び譲受人の名称

譲渡人及び譲受人の名称の欄には、使用する通称名（例：日本タクシー・阿部タクシー）を記入すること。

2. 営業区域

営業区域の欄には、譲渡人が現に許可を受けている営業区域を「イ. ロ. ハ.」のうち該当するものに丸で囲むこと。

3. 譲渡価格

譲渡価格の欄には、譲渡譲受契約書の譲渡価格を記入すること。

4. 譲渡及び譲受をしようとする時期

譲渡及び譲受をしようとする時期の欄には、譲渡譲受契約書の譲渡及び譲受の時期を記入すること。

5 譲渡及び譲受を必要とする理由

1. 譲渡及び譲受を必要とする理由の欄には、申請する理由を具体的に記入すること。
2. 譲渡人が65歳未満であって傷病等を理由とする場合、病名を記入するとともに、

代務雇用中の場合を除き事業休止届を提出しておくこと。

3. 代務雇用中の者は、「代務雇用中」と文面に入れること。